



移民の基本的人権

1. すべての人は自由と身体の安全に対する権利を有する。何人も自由裁量により逮捕や抑留されてはならない。(ICCPR 9.1, UDHR 3 and 9, CAT 9, ECHR 5.1, EU Charter 6)
2. すべての人は迫害からの庇護を他国で求め与えられる権利を有する。(UDHR 14, EU Charter 18)
3. すべての人は国籍に対する権利を有する。(UDHR 15.1, ICCPR 24.3)
4. 国家の領土内に合法的にあるすべての人は、その領土内におき、自由に移動し自由に居住場所を選択する権利を有する。(ICCPR 12.1, UDHR 13.1, Ref 26, EU Charter 45.1)
5. すべての人は、自国を含め、いずれの国も立ち去りまた自国に戻る権利を有する。(ICCPR 12.2, UDHR 13.2)
6. 何人も、人種または宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること若しくは政治的意見を理由に、生命または自由が脅威にさらされる恐れのある国への国外追放、送還（「ルフールマン」）もしくは引き渡しから守られる権利を有する。(UDHR 14, Ref 33.1, CAT 3, EU Charter 19.2)

国際連合

- 世界人権宣言 (UDHR)
- 難民の地位に関する条約および議定書 (Ref)
- 市民的および政治的権利に関する国際規約 (ICCPR)
- UN Convention against Torture (CAT)

欧州会議

- ヨーロッパ人権条約 (ECHR)

欧州連合

- Charter of Fundamental Rights of the European Union (EU Charter)
- 庇護手続き指令 (2013/32/EU)
- 受け入れ条件指令 (2013/33/EU)
- 資格指令 (2011/95/EU)
- ダブリン規約 (Dublin)